

四日市市選管告示第20号

令和2年11月29日執行の四日市市長選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

令和2年11月22日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一 期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館1階 ロビー	令和2年 11月23日 から 令和2年 11月28日 まで
四日市市第二 期日前投票所	四日市市塩浜町1番地11 三重北勢健康増進センター1階 研修室	
四日市市第三 期日前投票所	四日市市富田二丁目4番15号 四日市市防災教育センター2階 防災センター	
四日市市第四 期日前投票所	四日市市曾井町391番地2 中消防署中央分署3階 多目的ホール	
四日市市第五 期日前投票所	四日市市大字泊村4184番地3 四日市市南消防署南部分署1階 第1会議室	
四日市市第六 期日前投票所	四日市市中村町2281番地2 四日市市北消防署北部分署1階 会議室	

(選挙管理委員会事務局)